

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行等について

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第53号。以下「改正省令第53号」という。）が平成18年3月27日に公布され、平成18年4月1日（一部平成18年3月31日）から施行されることとなり、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第69号。以下「改正省令第69号」という。）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第87号。以下「改正省令第87号」という。）が本日公布され、平成18年4月1日から施行されることとなった。

また、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労災保険率表の細目を定める件の一部を改正する件（厚生労働省告示第196号。以下「改正告示第196号」という。）が平成18年3月30日に公布され、平成18年4月1日から適用されることとなり、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第二十条の三第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（厚生労働省告示第284号。以下「改正告示第284号」という。）が本日公布され、平成19年3月31日から適用されることとなった。

については、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

(注) 法令の略称は、次のとおりである。

徴収法=労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

徴収則=労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号)

労災則=労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)

労基則=労働基準法施行規則(昭和22年労働省令第23号)

記

第 1 改正省令第87号（労災保険率等の改正関係）について

1 改正の趣旨

労災保険率及び非業務災害率並びに第二種特別加入保険料率については、事業の種類ごとに過去3年間の災害率等を考慮して定めることとされているが、今般、一部の事業の種類に係る労災保険率及び第二種特別加入保険料率の改正を行うとともに、非業務災害率の改正を行うものとする。また、事業の種類のうち、「その他の各種事業」について、産業構造の変化に伴い、リスクの異なる様々な業種が含まれていることから、その細分化を行うものとする。

さらに、請負による建設の事業であって、賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、その請負金額に事業の種類ごとに定められた労務費率を乗じて得た額を賃金総額とする特例が定められているが、請負金額に占める労務費の割合に関する実態調査の結果に基づき、一部の事業の種類に係る労務費率の改正を行うものとする。

2 労災保険率、第二種特別加入保険料率及び労務費率の改正内容

(1) 林業に係る労災保険率の改正(徴収則第16条第1項及び別表第1関係)

「1000分の60」(現行1000分の59)とすること。

(2) 漁業に係る労災保険率の改正(徴収則第16条第1項及び別表第1関係)

「海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)」について「1000分の41」(現行1000分の52)とすること。

(3) 鉱業に係る労災保険率の改正(徴収則第16条第1項及び別表第1関係)

「石灰石鉱業又はドロマイト鉱業」は「1000分の46」(現行1000分の53)、「原油又は天然ガス鉱業」は「1000分の6.5」(同1000分の7)、「採石業」は「1000分の70」(同1000分の69)、「その他の鉱業」は「1000分の28」(同1000分の32)とすること。

(4) 建設事業に係る労災保険率及び労務費率の改正

① 労災保険率(徴収則第16条第1項及び別表第1関係)

「水力発電施設、ずい道等新設事業」は「1000分の118」(現行1000分の129)、「道路新設事業」は「1000分の21」(同1000分の29)、「舗装工事業」は「1000分の14」(同1000分の17)、「鉄道又は軌道新設事業」は「1000分の23」(同1000分の30)、「建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)」は「1000分の15」(同1000分の17)、「機械装置の組立て又は据付けの事業」は「1000分の14」(同1000分の16)、「その他の建設事業」は「1000分の21」(同1000分の23)とすること。

② 労務費率(徴収則第13条第1項及び別表第2関係)

「水力発電施設、ずい道等新設事業」は「19%」(現行20%)、「機械装置の組立て又は据付けの事業」のうち「組立て又は取付けに関するもの」は「40%」(同41%)とすること。

(5) 製造業に係る労災保険率の改正(徴収則第16条第1項及び別表第1関係)

「食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)」は「1000分の7.5」(現行1000分の7)、「たばこ等製造業」は「1000分の6.5」(同1000分の5.5)、「木材又は木製品製造業」は「1000分の18」(同1000分の21)、「パルプ又は紙製造業」は「1000分の7.5」(同1000分の8.5)、「化学工業」は「1000分の6.5」(同1000分の6)、「コンクリート製造業」は「1000分の14」(同1000分の15)、「その他の窯業又は土石製品製造業」は「1000分の26」(同1000分の25)、「金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)」は「1000分の7.5」(同1000分の7)、「非鉄金属精錬業」は「1000分の7.5」(同1000分の8)、「金属材料品製造業(鋳物業を除く。)」は「1000分の8.5」(同1000分の10)、「洋食器、

刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）は「1000分の9」（同1000分の10）、「電気機械器具製造業」は「1000分の4.5」（同1000分の5）、「輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）」は「1000分の6」（同1000分の5.5）、「計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）」は「1000分の4.5」（同1000分の5）とすること。

(6) 運輸業に係る労災保険率の改正（徴収則第16条第1項及び別表第1関係）

「交通運輸事業」は「1000分の5.5」（現行1000分の5）、「港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）」は「1000分の13」（同1000分の17）、「港湾荷役業」は「1000分の23」（同1000分の31）とすること。

(7) 電気、ガス、水道又は熱供給の事業に係る労災保険率の改正（徴収則第16条第1項及び別表第1関係）

「1000分の4.5」（現行1000分の5）とすること。

(8) その他の事業に係る労災保険率及び第二種特別加入保険料率の改正等

① 労災保険率の改正及び事業の種類の新設（徴収則第16条第1項及び別表第1関係）

「農業又は海面漁業以外の漁業」は「1000分の12」（現行1000分の11）、「清掃、火葬又はと畜の事業」は「1000分の13」（同1000分の12）、「ビルメンテナンス業」は「1000分の6.5」（同1000分の6）、「倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業」は「1000分の7」（同1000分の6）、「その他の各種事業」は「1000分の4.5」（同1000分の5）とすること。

また、「その他の各種事業」から新たに「通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」、「金融業、保険業又は不動産業」を分離独立することとし、労災保険率をそれぞれ「1000分の4.5」、「1000分の5」、「1000分の4.5」とすること。

② 第二種特別加入保険料率の改正（徴収則第23条及び別表第5関係）

労災則第46条の18第1号イの作業（厚生労働大臣が定める規模の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業のうち一定の作業）に係る第二種特別加入保険料率を「1000分の8」（同1000分の7）とすること。

3 非業務災害率の改正（徴収則第16条第2項関係）

1000分の0.8（現行1000分の0.9）とすること。

4 事業の種類の新設に伴う継続事業の一括に係るメリット制の取扱い

継続事業の一括は、指定事業と被一括事業が同一の事業の種類であることが要件となっていることから、従来の「その他の各種事業」から「通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」、「金融業、保険業又は不動産業」を分離独立させることに伴い、現在、継続事業の一括を承認されている事業の中には継続事業の一括の要件を満たさない事業が出てくることが考えられる。

この場合には、継続事業の一括の一部又は全部を取り消し、継続事業の一括を各事業の種類に再成立させることとするが、事業の実態に変わりがないことから、メリット適用要件としての事業の継続性は認めることとすること。ただし、メリット制適用

要件である事業場の規模の要件には変更がないことに留意すること。

なお、メリット制の適用を継続する事務処理としては、平成18年4月1日に事業の分割がなされたものとみなして、メリット事務処理手引（平成13年7月19日付け基発第656号）のⅢの第1の4の「4.2事業の分割」により行うこと。

第2 改正告示第196号（労災保険率適用事業細目表の改正関係）について

1 改正の趣旨

昭和47年労働省告示第16号は、労災保険率適用事業の事業の種類細目を定めるものであるが、前述のとおり、事業の種類において「通信業、放送業、新聞業又は出版業」等を新設したことから、それぞれの細目を定めることとしたものであること。

2 改正の内容

新たな事業の種類番号として、それぞれ「97 通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」、「99 金融業、保険業又は不動産業」とすることとし、それぞれについて事業の種類細目を定めたが、その内容は次のとおりとすること。

(1) 通信業、放送業、新聞業又は出版業の細目について

- ① 「9701 通信業」は、現行の「9408 通信業」のうち、放送業を除いたものであること。
- ② 「9702 放送業」は、現行の「9408 通信業」に含まれていたものを分離したものであること。
- ③ 「9703 新聞業又は出版業」は、現行の「9404 新聞業又は出版業」と同じであること。

(2) 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業の細目について

- ① 「9801 卸売業・小売業」は、現行の「9405 卸売業又は小売業」のうち、飲食店を除いたものであること。
- ② 「9802 飲食店」は、現行の「9405 卸売業又は小売業」に含まれていたものを分離したものであること。
- ③ 「9803 宿泊業」は、現行の「9417 旅館その他の宿泊所の事業」と同じであるが、日本標準産業分類に合わせ事業の種類名称を変更したものであること。

(3) 金融業、保険業又は不動産業の細目について

- ① 「9901 金融業」は、現行の「9406 金融、保険又は不動産の事業」のうち、保険業及び不動産業を除いたものであること。
- ② 「9902 保険業」は、現行の「9406 金融、保険又は不動産の事業」に含まれていたものを分離したものであること。
- ③ 「9903 不動産業」は、現行の「9406 金融、保険又は不動産の事業」に含まれていたものを分離したものであること。

(4) その他の各種事業の細目について

現行の「9414 医療保健、法務、教育、宗教、研究又は調査の事業」を細分化し、「9424 医療保健業」、「9425 教育業」、「9426 研究又は調査の事業」を新たに設

け、「法務、宗教の事業」については、「9416 前各号に該当しない事業」に含めることとしたものであること。

3 関係通達の改正

改正告示第196号の適用に伴い、「「労災保険率適用基準」について」（平成12年2月24日付け労働省発勞徴第12号、基発第94号通達）の一部を別添1（労災保険率適用基準新旧対照表）の改正後の欄のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとする。

第3 改正省令第53号（建設の事業に係るメリット制（事業場ごとの災害率による保険料の調整）の増減率の改正関係）について

1 改正の趣旨

メリット制は、労働災害防止努力の成果を直接個別事業場が負担する保険料に反映させることによって、個別事業場の労働災害防止意欲を喚起し、もって新規災害の発生率を低下させることにより、当該事業場の属する業種全体の保険収支に好影響を与えるとともに、事業場間の負担の公平性を図ることを目的としている。

従来のメリット制の増減幅は、継続事業については±40%、有期事業については±35%としていたところであるが、近年、建設業における災害率が低下してきていること等を踏まえ、有期事業（建設の事業に限る。）に係るメリット制の増減幅を±40%に拡大するとともに、建設の事業に係る継続事業（一括有期事業を含む。）についても有期事業と同様にメリット増減幅を拡大することとしたものであること。

2 改正の内容

(1) 建設の事業の継続事業（一括有期事業を含む。）に係るメリット増減率の改正（徴収則第20条及び別表第3関係）

継続事業のメリット増減率を定めている徴収則別表第3において、「建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業」を「立木の伐採の事業以外の事業」に、「建設の事業及び立木の伐採の事業」を「立木の伐採の事業」に、それぞれ改め、建設の事業のメリット増減率を他の継続事業のメリット増減率と同じものとする。

(2) 有期事業におけるメリット増減率の改正（徴収法第20条、徴収則第35条及び別表第6関係）

徴収則別表第6（第35条関係）の「一般保険料に係る確定保険料の額（労災保険率に应ずる部分の額に限る。）から非業務災害率に应ずる部分の額を減じた額又は第1種特別加入保険料に係る確定保険料の額から特別加入非業務災害率に应ずる部分の額を減じた額に対する増減の割合」の欄を「建設の事業」と「立木の伐採の事業」に分け、「立木の伐採の事業」におけるメリット増減率は従前どおりとし、建設の事業におけるメリット増減率については、業務災害に関する保険給付の額（特別支給金を含む。）と一般保険料に係る確定保険料の額から非業務災害率に应ずる部分の額を減じた額（調整率を乗じる。）との割合が「10%以下のもの」は「40%減ずる。」（現行35%減ずる。）に、「10%を超え20%までのもの」は「35%減ずる。」（同30%減ずる。）に、「20%を超え30%までのもの」は「30%減ずる。」（同25%減ずる。）に、「30

%を超え40%までのもの」は「25%減ずる。」(同20%減ずる。)に、「40%を超え50%までのもの」は「20%減ずる。」(同15%減ずる。)に、「50%を超え60%までのもの」は「15%減ずる。」(同10%減ずる。)に、「100%を超え110%までのもの」は「15%増加する。」(同10%増加する。)に、「110%を超え120%までのもの」は「20%増加する。」(同15%増加する。)に、「120%を超え130%までのもの」は「25%増加する。」(同20%増加する。)に、「130%を超え140%までのもの」は「30%増加する。」(同25%増加する。)に、「140%を超え150%までのもの」は「35%増加する。」(同30%増加する。)に、「150%を超えるもの」は「40%増加する。」(同35%増加する。)に改めるものとする。

3 新メリット増減率の適用時期

有期事業に係るメリット増減率と継続事業(一括有期事業を含む。)に係るメリット増減率では、メリット制における保険料の精算方法が異なるため、今般改正されるメリット増減率(以下「新メリット増減率」という。)の適用時期を完全に一致させることはできないが、どちらの制度についても可能な限り早く適用できるように措置を講ずることとしており、具体的には次のようになること。

(1) 有期事業に係る新メリット増減率の適用(改正省令第53号附則第2項関係)

平成18年4月1日以降に保険関係が成立する有期事業について、新メリット増減率が適用される。工事終了時期が平成18年4月1日以降であっても、平成17年度以前に保険関係が成立している事業については、従来どおりのメリット増減率が適用されること。

(2) 継続事業(一括有期事業を含む。)に係る新メリット増減率の適用(改正省令第53号附則第3項関係)

平成19年度に適用される労災保険率から新メリット増減率が適用されること。

(3) 有期事業に係る改定労災保険率について

有期事業に係る改定労災保険率については、平成13、15、18年度に労災保険率が改正され、また、平成13、18年度にメリット制の増減幅が改正されていることから、特に期間の長い有期事業については、適用する改定労災保険率に留意すること。なお、「建設事業及び立木の伐採事業の改定労災保険率表」(別添2)を添付しているので業務の参考とされたいこと。

第4 改正省令第69号(メリット制における特定疾病の改正等関係)について

個々の事業に適用する労災保険率を算出する際に用いるメリット収支率(業務災害分に係る保険給付費の割合)の算出に当たって用いる保険給付費において、比較的長期間のばく露をして発症する疾病については、日雇労働者を雇用する事業主や短期間で事業が終了する有期事業の事業主にその災害補償責任を負わせるのではなく、その業種全体に責任を負わせることが適当であることから、特定疾病(事業場を転々移動する労働者又は短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する業種に多発する疾病)として、当該疾病に係る保険給付費を除外している。

石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫は、比較的長期間、石綿にさらされる業務に従事することにより発生する疾病であり、短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する業種で発生しており、また潜伏期間が30年に及ぶ場合もあると言われている。

このため、徴収則第17条の2に規定されている特定疾病に下表の疾病を加え、メリット制の収支率の算定基礎から、当該疾病に係る給付を除外することとする。

疾 病	事業の種類	疾病にかかった者の範囲
石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	建設の事業	建設の事業に属する事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について特定業務従事期間が肺がんにあつては10年、中皮腫にあつては1年に満たないもの。
	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業に属する事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について肺がん又は中皮腫の発生の原因となつた業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は二月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの（二月を超えて使用されるに至つたものを除く。）

第5 改正告示第284号（特例メリット制度の改正関係）について

1 改正の趣旨

特例メリット制度は、中小企業である継続事業場の事業主が徴収則第20条の3で定める労働者の安全又は衛生を確保する措置（以下「安全衛生確保措置」という。）を講じた上で、同制度の適用を希望した場合、メリット増減幅を±45%の範囲とする制度である。

今般、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成18年法律第52号）により改正された労働安全衛生法により「設備、作業等の危険・有害性の調査及びこれに基づく必要な措置の実施」が事業者の努力義務とされたことを踏まえ、当該措置等を徴収則第20条の3の規定に基づく厚生労働大臣が定めるものに追加することとする。

2 改正の内容

労働安全衛生法第88条第1項ただし書（同条第2項において準ずる場合を含む。）の規定による認定を受けた事業主が講ずる労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第87条第1号（同法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき事業主が講ずる労働者の安全又は衛生を確保するための措置）及び第2号（労働安全衛生規則第24条の2の指針に従つて事業主が行う労働者の安全又は衛生を確保するための自主的活動）に掲げる措置を特例メリット制度の適用要件となる安全衛生確保措置に追加することとする。

本改正は、平成19年3月31日から適用するものであり、今回新たに追加した安全衛生確保措置に基づく労災保険率特例適用申告書は、平成19年4月1日から提出されるものであること。

労災保険率適用基準 新旧対照表

(注__は改正部分を示す。)

改正後	改正前
<p>5 (97) <u>通信業、放送業、新聞業又は出版業</u> <u>この分類には、通信業、放送業、新聞業又は出版業が該当する。</u> (1) (9701) <u>通信業</u> <u>この分類には、有線又は無線による固定又は移動の電信電話を行う事業が該当する。</u> (2) (9702) <u>放送業</u> <u>この分類には、有線又は無線による放送業を行う事業が該当する。</u> (3) (9703) <u>新聞業又は出版業</u> <u>この分類には、新聞の印刷発行の事業及び書籍等の出版を行う事業が該当する。</u></p>	<p>〈新設〉</p>
<p>6 (98) <u>卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業</u> <u>この分類には、卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業が該当する。</u> (1) (9801) <u>卸売業・小売業</u> <u>この分類には、各種物品を他から受け入れて販売を行う事業が該当する。</u> <u>なお、最終消費者に直接販売するためにのみ物の製造加工を行う事業は、本分類に含まれる。</u> (2) (9802) <u>飲食店</u> <u>この分類には、飲食の提供を行う事業が該当する。</u> (3) (9803) <u>宿泊業</u> <u>この分類には、旅館業、ホテル業、民宿業、下宿業等の宿泊サービスを行う事業が該当する。</u></p>	<p>〈新設〉</p>
<p>7 (99) <u>金融業、保険業又は不動産業</u> <u>この分類には、金融業、証券業、保険業又は不動産業の事業が該当する。</u> (1) (9901) <u>金融業</u> <u>この分類には、金融業及び証券業が該当する。</u></p>	<p>〈新設〉</p>

(2) (9902) 保険業

この分類には、保険業が該当する。

(3) (9903) 不動産業

この分類には、不動産業が該当する。

8 (94) その他の各種事業

この分類には、その他の事業のうち他に分類されない事業が該当する。

〈削除〉

〈削除〉

〈削除〉

〈削除〉

(1) (9411) 広告、興信、紹介又は案内の事業

この分類には、広告業、広告代理業、興信業、民間職業紹介業、旅行代理業、観光案内業、情報提供業等の事業が該当する。

なお、高所作業を伴わない看板書きを行う事業は、本分類に含まれる。

(2) (9412) 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業

この分類には、速記、謄写印刷、タイプライティング、筆耕、書類の複製等を行う事業が該当する。

〈削除〉

〈削除〉

(3) (9418) 映画の製作、演劇等の事業

5 (94) その他の各種事業

この分類には、その他の事業のうち他に分類されない事業が該当する。

(1) (9404) 新聞業又は出版業

この分類には、新聞の印刷発行の事業及び書籍等の出版を行う事業が該当する。

(2) (9405) 御売業又は小売業

この分類には、各種物品を他から受け入れて販売を行う事業が該当する。

なお、最終消費者に直接販売するためにのみ物の製造加工を行う事業は、本分類に含まれる。

(3) (9406) 金融、保険又は不動産の事業

この分類には、金融業、保険業、証券業又は不動産業の事業が該当する。

(4) (9408) 通信業

この分類には、有線又は無線による電信電話、放送等を行う事業が該当する。

(5) (9411) 広告、興信、紹介又は案内の事業

この分類には、広告業、広告代理業、興信業、家政婦紹介所等の紹介業、旅行代理業、観光案内業、情報提供業等の事業が該当する。

なお、高所作業を伴わない看板書きを行う事業は、本分類に含まれる。

(6) (9412) 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業

この分類には、速記、謄写印刷、タイプライティング、筆耕、書類の複製等を行う事業が該当する。

(7) (9414) 医療保健、法務、教育、宗教、研究又は調査の事業

この分類には、病院、療術業等の医療サービスを行う事業、法律事務所、会計事務所、設計事務所等の専門サービスを行う事業、学校、自動車教習所等の教育に関する事業、神社、寺院、教会等の宗教に関する事業及び研究所、調査事務所等の調査研究を行う事業が該当する。

(8) (9417) 旅館その他の宿泊所の事業

この分類には、旅館業、ホテル業、民宿業、下宿業等の宿泊サービスを行う事業が該当する。

(9) (9418) 映画の製作、演劇等の事業

この分類には、各種の映画配給、ビデオの製作、演劇曲芸軽業、競馬等の娯楽の提供を行う事業が該当する。

(4) (9419) 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業

この分類には、映画配給、映画館、劇場、ゴルフ練習場、野球場、遊戯場、遊園地その他の娯楽施設の提供を行う事業が該当する。

(5) (9420) 洗たく、洗張又は染物の事業

この分類には、洗たく業、リネンサプライ業、洗張業、しみ抜き業、染物業等の身の回りの清潔を保持する事業が該当する。

(6) (9421) 理容、美容又は浴場の事業

この分類には、理容業、美容業、浴場業等の身体の清潔を保持するサービスを行う事業が該当する。

(7) (9422) 物品賃貸業

この分類には、事務用機械、自動車、スポーツ娯楽用品等の各種の物品を賃貸する事業が該当する。

(8) (9423) 写真、物品預り等の事業

この分類には、写真業、物品預り業、履物修理業等のサービスを提供する事業が該当する。

(9) (9424) 医療保健業

この分類には、病院、療術業等の医療、保健衛生、社会福祉及び介護に関するサービスを行う事業が該当する。

(10) (9425) 教育業

この分類には、学校、自動車教習所等の教育に関する事業が該当する。

(11) (9426) 研究又は調査の事業

この分類には、学術的研究、試験、開発研究等の調査研究を行う事業が該当する。

(12) (9416) 前各項を該当しない事業

この分類には、その他の各種事業のうち前各項に該当しない事業が該当する。

なお、各種会社の本社、支社等の事務所、実業団体、労働団体、学術文化団体等の非営利団体、在日外国公館、検数業、代理商、仲立業、情報処理サービス業、法律事務所、会計事務所、設計事務所等の専門サービス及び神社、寺院、教会等の宗教等の事業は、本分類に含まれる。

この分類には、各種の映画製作、ビデオの製作、演劇曲芸軽業、競馬等の娯楽の提供を行う事業が該当する。

(10) (9419) 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業

この分類には、映画配給、映画館、劇場、ゴルフ練習場、野球場、遊戯場、遊園地その他の娯楽施設の提供を行う事業が該当する。

(11) (9420) 洗たく、洗張又は染物の事業

この分類には、洗たく業、リネンサプライ業、洗張業、しみ抜き業、染物業等の身の回りの清潔を保持する事業が該当する。

(12) (9421) 理容、美容又は浴場の事業

この分類には、理容業、美容業、浴場業等の身体の清潔を保持するサービスを行う事業が該当する。

(13) (9422) 物質賃貸業

この分類には、事務用機械、自動車、スポーツ娯楽用品等の各種の物品を賃貸する事業が該当する。

(14) (9423) 写真、物品預り等の事業

この分類には、写真業、物品預り業、履物修理業等のサービスを提供する事業が該当する。

〈新設〉

〈新設〉

〈新設〉

(15) (9416) 前各項に該当しない事業

この分類には、その他の各種事業のうち前各項に該当しない事業が該当する。

なお、各種会社の本社、支社等の事務所、実業団体、労働団体、学術文化団体等の非営利団体、在日外国公館、検数業、代理商、仲立業、情報処理サービス業等の事業は、本分類に含まれる。

建設事業及び立木の伐採事業の改定労災保険率表

増減率		-40	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5	±0	+5	+10	+15	+20	+25	+30	+35	+40	
事業の種類	事業の開始時期																		
改定労災保険率(×100分の1)	31 水力発電・ずい道等新設事業	H18年度～	71.120	76.980	82.840	88.700	94.560	100.420	106.280	112.140	118.000	123.860	129.720	135.580	141.440	147.300	153.160	159.020	164.880
		H15-17年度	—	84.165	90.570	96.975	103.380	109.785	116.190	122.595	129.000	135.405	141.810	148.215	154.620	161.025	167.430	173.835	—
		H13,14年度	—	86.800	93.400	100.000	106.600	113.200	119.800	126.400	133.000	139.600	146.200	152.800	159.400	166.000	172.600	179.200	—
	32 道路新設事業	H18年度～	12.920	13.930	14.940	15.950	16.960	17.970	18.980	19.990	21.000	22.010	23.020	24.030	25.040	26.050	27.060	28.070	29.080
		H15-17年度	—	19.165	20.570	21.975	23.380	24.785	26.190	27.595	29.000	30.405	31.810	33.215	34.620	36.025	37.430	38.835	—
		H13,14年度	—	20.500	22.000	23.500	25.000	26.500	28.000	29.500	31.000	32.500	34.000	35.500	37.000	38.500	40.000	41.500	—
	33 舗装工事	H18年度～	8.720	9.380	10.040	10.700	11.360	12.020	12.680	13.340	14.000	14.660	15.320	15.980	16.640	17.300	17.960	18.620	19.280
		H15-17年度	—	11.365	12.170	12.975	13.780	14.585	15.390	16.195	17.000	17.805	18.610	19.415	20.220	21.025	21.830	22.635	—
		H13,14年度	—	12.700	13.600	14.500	15.400	16.300	17.200	18.100	19.000	19.900	20.800	21.700	22.600	23.500	24.400	25.300	—
	34 鉄道又は軌道新設事業	H18年度～	14.120	15.230	16.340	17.450	18.560	19.670	20.780	21.890	23.000	24.110	25.220	26.330	27.440	28.550	29.660	30.770	31.880
		H15-17年度	—	19.815	21.270	22.725	24.180	25.635	27.090	28.545	30.000	31.455	32.910	34.365	35.820	37.275	38.730	40.185	—
		H13,14年度	—	22.450	24.100	25.750	27.400	29.050	30.700	32.350	34.000	35.650	37.300	38.950	40.600	42.250	43.900	45.550	—
	35 建築事業	H18年度～	9.320	10.030	10.740	11.450	12.160	12.870	13.580	14.290	15.000	15.710	16.420	17.130	17.840	18.550	19.260	19.970	20.680
		H15-17年度	—	11.365	12.170	12.975	13.780	14.585	15.390	16.195	17.000	17.805	18.610	19.415	20.220	21.025	21.830	22.635	—
		H13,14年度	—	13.350	14.300	15.250	16.200	17.150	18.100	19.050	20.000	20.950	21.900	22.850	23.800	24.750	25.700	26.650	—
	38 既設建築物設備工事	H18年度～	8.720	9.380	10.040	10.700	11.360	12.020	12.680	13.340	14.000	14.660	15.320	15.980	16.640	17.300	17.960	18.620	19.280
		H15-17年度	—	9.415	10.070	10.725	11.380	12.035	12.690	13.345	14.000	14.655	15.310	15.965	16.620	17.275	17.930	18.585	—
		H13,14年度	—	10.100	10.800	11.500	12.200	12.900	13.600	14.300	15.000	15.700	16.400	17.100	17.800	18.500	19.200	19.900	—
	36 機械装置の組立て又は据付けの事業	H18年度～	8.720	9.380	10.040	10.700	11.360	12.020	12.680	13.340	14.000	14.660	15.320	15.980	16.640	17.300	17.960	18.620	19.280
		H15-17年度	—	10.715	11.470	12.225	12.980	13.735	14.490	15.245	16.000	16.755	17.510	18.265	19.020	19.775	20.530	21.285	—
		H13,14年度	—	12.700	13.600	14.500	15.400	16.300	17.200	18.100	19.000	19.900	20.800	21.700	22.600	23.500	24.400	25.300	—
37 その他の建設事業	H18年度～	12.920	13.930	14.940	15.950	16.960	17.970	18.980	19.990	21.000	22.010	23.020	24.030	25.040	26.050	27.060	28.070	29.080	
	H15-17年度	—	15.265	16.370	17.475	18.580	19.685	20.790	21.895	23.000	24.105	25.210	26.315	27.420	28.525	29.630	30.735	—	
	H13,14年度	—	17.250	18.500	19.750	21.000	22.250	23.500	24.750	26.000	27.250	28.500	29.750	31.000	32.250	33.500	34.750	—	
02 木材伐出業	H18年度～	—	39.280	42.240	45.200	48.160	51.120	54.080	57.040	60.000	62.960	65.920	68.880	71.840	74.800	77.760	80.720	—	
	H15-17年度	—	38.665	41.570	44.475	47.380	50.285	53.190	56.095	59.000	61.905	64.810	67.715	70.620	73.525	76.430	79.335	—	
	H13,14年度	—	86.800	93.400	100.000	106.600	113.200	119.800	126.400	133.000	139.600	146.200	152.800	159.400	166.000	172.600	179.200	—	